

令和5年度大津市職員の給与改定について

令和5年の人事院勧告等に準拠し、本市職員(常勤職員及び会計年度任用職員)の給与改定を実施する。

1 常勤職員(暫定再任用職員・任期付職員を含む)の改定

(1) 給料表の改定

人事院勧告等の内容を鑑み、給料を引き上げる。

特定任期付職員にかかる給料月額についても改定する。(本市に該当職員なし。)

改定後の給料表は、令和5年4月に遡及して適用する。

また、新たな人事給与制度である「より発展した人事給与制度」を実施するにあたり、国家公務員の俸給表との水準の均衡を図るため、給料表の改定を行う。

	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	教育職(1)	教育職(2)
平均引上率	1.11%	0.33%	0.67%	1.24%	0.34%	2.48%	0.38%
平均引上額	3,427円	1,733円	2,213円	3,710円	1,126円	6,954円	1,479円
現行平均月額	309,359円	521,618円	329,877円	298,530円	328,460円	279,770円	389,185円
改定後平均月額	312,786円	523,351円	332,090円	302,240円	329,586円	286,724円	390,664円
平均年齢	41.7歳	50.7歳	41.5歳	41.5歳	57.5歳	38.6歳	47.4歳

(2) 期末・勤勉手当の改定(令和5年度賞与)

令和5年12月の期末・勤勉手当について、支給月数を引き上げる。

区	分	現 行	改定後	増 減
期末手当	(一般の職員)	1. 20	1. 25	0. 05
勤勉手当		1. 00	1. 05	0. 05
期末手当	(暫定再任用職員)	0. 675	0. 70	0. 025
勤勉手当		0. 475	0. 50	0. 025

(3) 期末・勤勉手当の改定(令和6年度賞与)

令和6年6月および12月の期末・勤勉手当について、支給月数を引き上げる。

区 分	現 行	改定後	増 減
期末手当(6月)	1. 20	1. 225	0. 025
勤勉手当(6月)	1. 00	1. 025	0. 025
期末手当(12月)	1. 20	1. 225	0. 025
勤勉手当(12月)	1. 00	1. 025	0. 025
期末手当(6月)	0. 675	0. 6875	0. 0125
勤勉手当(6月)	0. 475	0. 4875	0. 0125
期末手当(12月)	0. 675	0. 6875	0. 0125
勤勉手当(12月)	0. 475	0. 4875	0. 0125

(4) 給与改定率

＜行政職給料表適用者での比較＞

		大津市	国	滋賀県
給	与 改 定 率	0.86%	0.96%	0.98%
給	与 改 定 額	3,351円	3,869円	3,636円
内 訳	給 料	3,046円	3,431円	3,363円
	諸 手 当	—	—	64円
	はねかえり (地域手当分)	305円	438円	209円
現 行 平 均 給 与 額		389,627円	404,015円	372,899円
改 定 後 平 均 給 与 額		392,978円	407,884円	376,535円
平 均 年 齢		42.4歳	42.4歳	41.6歳

(5) 給与改定に伴う会計別所要額

① 影響額の合計

会 計	人勸影響額	より発展した 人事給与制度影響額	影響額合計
一 般 会 計	221,841千円	4,219千円	226,060千円
特 別 会 計	5,765千円	172千円	5,937千円
国 保	2,595千円	109千円	2,704千円
卸売市場	520千円	13千円	533千円
介護保険	2,516千円	50千円	2,566千円
学校給食	134千円	0千円	134千円
企 業 会 計	16,312千円	307千円	16,619千円
企業局	16,312千円	307千円	16,619千円
計	243,918千円	4,698千円	248,616千円

(5) 給与改定に伴う会計別所要額

② 影響額合計の内訳

(単位:千円)

会計	区分	給料	地域手当	期末勤勉手当	影響額計
一般会計	人勧分	95,609	9,574	116,658	221,841
	制度改正分	3,831	388	0	4,219
国保事業	人勧分	1,081	108	1,406	2,595
	制度改正分	99	10	0	109
卸売市場	人勧分	141	14	365	520
	制度改正分	12	1	0	13
介護保険	人勧分	1,123	113	1,280	2,516
	制度改正分	46	4	0	50
学校給食	人勧分	50	5	79	134
	制度改正分	0	0	0	0
企業会計	人勧分	5,669	566	10,077	16,312
	制度改正分	278	29	0	307
合計		107,939	10,812	129,865	248,616

2 会計年度任用職員の改定

令和5年の人事院勧告等の内容を踏まえ、給料表及び期末手当支給月数の改定を行う。

また、地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を新たに支給する。

(1) 給料表の改定

人事院勧告等に準拠し、本市の給料表において、国の給料表に対応する号給について同様の改定を行う。

会計年度任用職員については、これまで翌年度からの適用としてきたが、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行う。

(参考)会計年度任用職員の行政職給料表の改定額 : 月額8,700円から12,000円

(2) 期末手当支給月数(令和5年12月期)の改定

滋賀県の改定に準じて0.05月分の引き上げを行う。

また、令和6年度以降は、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた部分を月数から減じて、正規職員と同様の月数で支給する。

期末手当	6月期	12月期	計
令和5年度	1. 275月	1. 275月	2. 55月
令和5年度(改定①後)	1. 275月	<u>1. 325月</u>	<u>2. 60月</u>
令和6年度(改定②後)	<u>1. 225月</u>	<u>1. 225月</u>	<u>2. 45月</u>

(3) 勤勉手当の創設

地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、本市会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を新たに支給する。

勤勉手当	6月期	12月期	計
令和6年度	<u>1. 025月</u>	<u>1. 025月</u>	<u>2. 05月</u>

(4) 影響額

影響額(共済費を除く。)

(単位:千円)

年度	給料・報酬	期末手当	勤勉手当	合計
令和5年度	266,844	35,722	0	302,566
令和6年度	—	△22,592	611,000	588,408
合計	266,844	13,130	611,000	890,974

【具体例】 事務補助 週35時間勤務(7時間×5日)の1年目給与

(単位:円)

	本給月額	本給年額	期末手当	勤勉手当	合計
改定前	149,131	1,789,572	380,284	0	2,169,856
改定後	161,054	1,932,648	394,582	330,160	2,657,390
差額	11,923	143,076	14,298	330,160	487,534